shikibo

# 第205期　定時株主総会招集ご通知

## 日　時

平成30年６月28日（木曜日）
午前10時

## 場　所

大阪市中央区備後町三丁目２番６号
敷島ビル７階ホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

## 目　次


■第205期定時株主総会招集ご通知…… 1

■株主総会参考書類…… 4

第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件
第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額改定の件

■添付書類

事業報告…… 16
連結計算書類…… 36
計算書類…… 39
監査報告書…… 42



シキボウ株式会社
証券コード：3109

株　主　各　位

証券コード　3109
平成30年６月７日
大阪市中央区備後町三丁目２番６号
**シキボウ株式会社**
代表取締役
社長執行役員　清　原　幹　夫

# 第205期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第205期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成30年６月28日（木曜日）午前10時
**２．場　　所**　大阪市中央区備後町三丁目２番６号 敷島ビル７階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
**３．目的事項**
**報告事項**
１．第205期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第205期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件
**第４号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件
**第５号議案**　監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額改定の件

以　上

## 議決権の行使についてのご案内

### 当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、受付の開始は午前９時を予定しております。

### 当日ご出席願えない場合

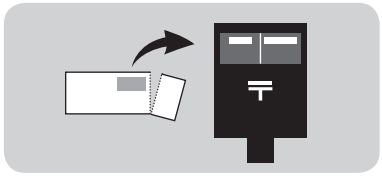

**書面による議決権行使**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送願います。

**インターネット等による議決権行使**

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分までにご行使願います。

**※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い**

・書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

・インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

## インターネット開示（ウェブ開示）

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.shikibo.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以　上

**◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。**

**◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.shikibo.co.jp/）に掲載させていただきます。**

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

●インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

●インターネット等による議決権行使は、**平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分まで受付いたします。**
行使期限切れに備え、余裕をもってお早めに行使されるようお願いいたします。

●議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

●インターネット等により複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## アクセス手順

**❶ WEBサイトへアクセス**

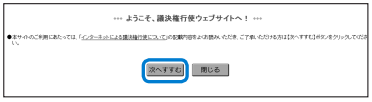


**❷ ログインする**

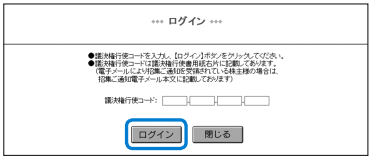


**❸ パスワードの入力**

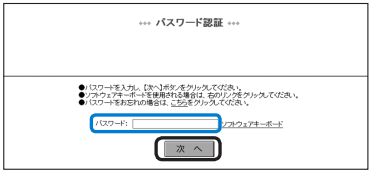


**❹ 以降は画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。**

バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。操作方法についてはお手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

0120-652-031 ［受付時間　午前９時～午後９時］

### 機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、利益配分に関しては、安定的な配当の継続を基本方針としております。

期末配当に関する事項

第205期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金40円　総額435,326,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月29日といたしたいと存じます。

## 第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、業務執行権限の多くを執行役員に委譲し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。また、平成28年６月監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化による経営の透明性・健全性および執行役員の意思決定・業務執行機能の迅速化による経営の効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。今般、監督と業務執行の分離を一層進め、それぞれの責任を明確にし、経営の透明性・健全性および効率性を向上させ、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

①株主総会の議長に関する規定を変更いたします。(変更案定款第15条)

②監査等委員である取締役以外の取締役の員数を12名以内と減少させます。(変更案定款第19条)

③取締役会長を除く役付取締役を廃止いたします。(変更案定款第22条)

④執行役員の選任方法および役割などを明確にするため、執行役員に関する規定を新設いたします。(変更案定款第23条)

⑤取締役会の招集者および議長を変更いたします。(変更案定款第24条)

⑥コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて経営の透明性を高めるため相談役を廃止することといたしたいため、相談役を規定する現行定款第23条を削除いたします。

⑦その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更をいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第３章　株　主　総　会 | 第３章　株　主　総　会 |
| (議　長)<br>第15条　株主総会の議長は、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。 | (議　長)<br>第15条　株主総会の議長は、取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた者がこれにあたる。 |
| (新設) | 2　前項に規定する者に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。 |
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会等 |
| (員　数)<br>第19条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は２５名以内とする。<br>2　(省略) | (員　数)<br>第19条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は１２名以内とする。<br>2　(現行どおり) |
| (代表取締役および役付取締役)<br>第22条　(省略)<br>2　取締役会は、その決議によって取締役の中から、会長および社長各１名ならびに副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。 | (代表取締役および役付取締役)<br>第22条　(現行どおり)<br>2　取締役会は、その決議によって取締役の中から、会長１名を選定することができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （相談役）<br>第23条　当会社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。 | （削除） |
| （新設） | （執行役員）<br>第23条　取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会が定める執行役員規程による。<br>2　取締役会は、その決議によって社長執行役員その他役付執行役員を選定することができる。 |
| （取締役会の招集者および議長）<br>第24条　取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）が招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。 | （取締役会の招集者および議長）<br>第24条　取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた他の取締役が招集し、その議長となる。 |
| （新設） | 2　前項に規定する者に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。 |

## 第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役４名（全員）が任期満了となります。当社は、監督と業務執行の分離をより明確にし、ガバナンス体制強化、より迅速かつ効率的な意思決定を図るため執行役員による業務体制の拡充を目的とし、監査等委員である取締役以外の取締役を減員し、監査等委員である取締役以外の取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選任については、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の監査等委員である取締役以外の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏名 | 現在の会社における地位 |
|---|---|---|---|
| 1 | 再任 | 能條 武夫（のうじょう たけお） | 取締役会長 |
| 2 | 再任 | 清原 幹夫（きよはら みきお） | 代表取締役<br>社長執行役員 |
| 3 | 新任 | 竹田 広明（たけだ ひろあき） | 執行役員<br>コーポレート部門担当　経営管理部長 |

候補者番号 1

## 能條　武夫（のうじょう　たけお）（昭和25年12月28日生）

再任

**所有する当社株式の数**
20,600株

### 略歴、当社における地位および担当

昭和48年４月　当社入社
平成16年６月　執行役員
平成19年６月　取締役
平成21年６月　常務取締役
平成24年６月　代表取締役社長
平成27年６月　代表取締役社長社長執行役員
平成28年６月　代表取締役会長
平成29年６月　取締役会長（現任）

### 取締役候補者とした理由

能條武夫氏は、長年にわたり繊維部門の要職を歴任し、海外事業に携わる等、経営者として豊富な業務経験を有し、当社グループ全体の経営を指揮してまいりました。経営に関する豊富な知見と能力により、当社グループ戦略の実現と内容の監督を適切に行っております。これらのことから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

## 清原　幹夫（きよはら　みきお）（昭和34年８月13日生）

再任

**所有する当社株式の数**
10,200株

### 略歴、当社における地位および担当

昭和58年４月　当社入社
平成23年６月　執行役員
平成24年６月　取締役
平成27年６月　取締役上席執行役員
平成28年６月　代表取締役　社長執行役員（現任）

### 取締役候補者とした理由

清原幹夫氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）、管理部門の要職を歴任した後、代表取締役社長執行役員となりました。経営者として豊富な業務経験を有し、優れた経営判断能力・リーダーシップを有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **3**

# 竹田（たけだ）　広明（ひろあき）（昭和35年７月15日生）

**新 任**

**所有する当社株式の数**
10,900株

**略歴、当社における地位および担当**

| | |
|---|---|
| 昭和59年４月 | 当社入社 |
| 平成20年６月 | 総務部長 |
| 平成27年６月 | 執行役員<br>複合材料部長兼尾道事業所長 |
| 平成28年６月 | 執行役員<br>総務部担当　経営管理部長 |
| 平成30年４月 | 執行役員<br>コーポレート部門担当　経営管理部長（現任） |

**取締役候補者とした理由**

竹田広明氏は、当社において総務部門、経営企画部門等を歴任し、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等に貢献しております。また、事業全般に精通しているとともに、豊富な経験および高度な知識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

（注）　上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役４名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | | 現在の会社における地位 |
|---|---|---|---|
| 1 | 再任 | むら かみ よし かず<br>邨 上 義 一 | 取締役<br>(常勤監査等委員) |
| 2 | 再任 | さ とう よし ひこ<br>佐 藤 嘉 彦<br>社外取締役候補者<br>独立役員候補者 | 取締役<br>(監査等委員) |
| 3 | 再任 | はた もり と<br>畑 守 人<br>社外取締役候補者<br>独立役員候補者 | 取締役<br>(監査等委員) |
| 4 | 再任 | ひら おか みつ あき<br>平 岡 三 明<br>社外取締役候補者<br>独立役員候補者 | 取締役<br>(監査等委員) |

候補者番号 1

# 邨上（むらかみ） 義一（よしかず）（昭和27年５月28日生）

再 任

**所有する当社株式の数**
13,500株

## 略歴、当社における地位および担当

昭和51年４月　㈱大和銀行（現㈱りそな銀行）入行
平成16年３月　同行執行役退任
平成16年６月　当社取締役
平成20年６月　常務取締役
平成24年６月　常務取締役経営管理部管掌、機能材料部門長兼同部門総括部長
平成27年６月　取締役常務執行役員経営管理部管掌、機能材料部門長兼同部門総括部長
平成28年６月　取締役（監査等委員）（現任）

## 取締役候補者とした理由

邨上義一氏は、金融機関での豊富な経験から、高度な専門性と経営に関する高い見識を有しております。また、当社において、経営管理部門・事業部門を歴任し、経営に対する経験・見識を有しており、当社グループ経営の監督およびコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

# 佐藤（さとう） 嘉彦（よしひこ）（昭和21年５月５日生）

再 任

社外取締役候補者

独立役員候補者

**所有する当社株式の数**
0株

## 略歴、当社における地位および担当

昭和44年３月　中外炉工業㈱　入社
平成11年６月　同社取締役東京支社長
平成13年１月　同社取締役営業統括東京支社長
平成14年４月　同社常務取締役営業統括東京支社長
平成18年４月　同社代表取締役社長
平成25年６月　同社相談役
平成27年６月　当社社外取締役
平成28年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）

## 社外取締役候補者とした理由

佐藤嘉彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場から当社経営に対する助言、提言をいただいております。これらの実績を踏まえ、また、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号 **3**

## 畑（はた）　守人（もりと）（昭和21年７月24日生）

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

**所有する当社株式の数**

0株

### 略歴、当社における地位および担当

| | |
|---|---|
| 昭和47年４月 | 弁護士登録（大阪弁護士会） |
| 平成11年４月 | 大阪弁護士会副会長（平成12年３月まで） |
| 平成14年６月 | 当社社外監査役 |
| 平成21年４月 | 日本弁護士連合会副会長、大阪弁護士会会長（平成22年３月まで） |
| 平成28年６月 | 当社社外取締役（監査等委員）（現任） |

### 重要な兼職の状況

竹林・畑・中川・福島法律事務所　弁護士、㈱ワキタ社外取締役（監査等委員）、パイン㈱社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由

畑　守人氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場から当社経営に対する助言、提言をいただいております。これらの実績を踏まえ、また、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

候補者番号 **4**

## 平岡（ひらおか）　三明（みつあき）（昭和32年２月４日生）

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

**所有する当社株式の数**

0株

### 略歴、当社における地位および担当

| | |
|---|---|
| 昭和54年４月 | ㈱大和銀行（現㈱りそな銀行）入行 |
| 平成20年３月 | ㈱りそな銀行退行 |
| 平成20年４月 | ㈱埼玉りそな銀行執行役員埼玉東地域営業本部長 |
| 平成22年６月 | ㈱近畿大阪銀行常勤監査役 |
| 平成24年６月 | 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱常勤監査役 |
| 平成25年６月 | ㈱森組取締役専務執行役員経営企画統括 |
| 平成27年４月 | 同社代表取締役専務執行役員経営企画統括（現任） |
| 平成28年６月 | 当社社外取締役（監査等委員）（現任） |

### 重要な兼職の状況

㈱森組代表取締役専務執行役員

### 社外取締役候補者とした理由

平岡三明氏は、㈱りそな銀行を退行後、各社において経営に携わっており、専門的な知見および豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場から当社経営に対する助言、提言をいただいております。これらの実績を踏まえ、また、これらの知見、経験を当社の経営に生かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

（注）１．上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．佐藤嘉彦氏、畑　守人氏および平岡三明氏は、社外取締役候補者であります。
なお、それぞれの社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって、佐藤嘉彦氏３年（うち監査等委員である社外取締役２年）、畑　守人氏２年（監査等委員である社外取締役）、平岡三明氏２年（監査等委員である社外取締役）となります。
３．佐藤嘉彦氏、畑　守人氏および平岡三明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社は、邨上義一氏、佐藤嘉彦氏、畑　守人氏および平岡三明氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に再任した場合、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

## 第５号議案　監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額は、平成28年６月29日開催の第203期定時株主総会において月額3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、監督と業務執行の分離をより明確にし、ガバナンス体制の強化、より迅速かつ効率的な意思決定を図るため執行役員による業務体制の拡充に伴う経営体制への移行により取締役員数の減少を踏まえ、また、現在の経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額を月額2,400万円以内と改定させていただきたいと存じます。

報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の監査等委員である取締役以外の取締役は４名であり、第３号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役以外の取締役は３名となります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬については、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会から、その報酬などの内容は妥当であると判断したという意見をいただいております。

以　上

（添付書類）

# 事　業　報　告（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

## Ⅰ．企業集団の現況

### １．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかに回復しております。

このような状況の中、当社グループは「新中核事業の発展的拡大」、「海外オペレーションの拡張と販売の伸長」、「基盤事業の選択と集中による収益向上・業容拡大」を事業活動の柱に据えて、中期経営計画「Challenge to the Growth next stage 2015-2017」に取り組んでまいりました。

一つ目の「新中核事業の発展的拡大」では、成長の重点事業に位置付けております機能材料分野の「化成品事業」「複合材料事業」において、積極的な設備投資と技術開発を行い、事業拡張に向けた活動を進めてまいりました。化成品事業は、食品添加物分野では業務提携会社との研究開発および新規事業展開に関する取り組みを進め、化学品分野のガラス繊維収束剤では、中国市場の需要拡大に対応し、堅調に推移いたしました。複合材料事業は、長野事業所での航空機エンジン用部材の生産を開始いたしました。

二つ目の「海外オペレーションの拡張と販売の伸長」では、繊維事業において、紡績分野では、タイでの労務費コストの上昇や今後の雇用環境の困難さを勘案し、持分法適用会社の事業撤退を決定し、インドネシアやベトナム等へ生産移管することといたしました。また、ベトナム協力紡績会社への技術提携による当社独自の差別化糸の製造・販売は順調に進展しております。一方でテキスタイル分野では中東民族衣装用生地の輸出が、不安定な中東情勢での市況低迷の影響を受け大きく減速いたしました。

三つ目の「基盤事業の選択と集中による収益向上・業容拡大」では、「繊維」「産業材」「不動産・サービス」の各事業分野において、当社の“稼ぐ力”となる他社には真似の出来ない独自の機能や技術力を活かした商品づくりを追求するとともに、顧客ニーズに沿った商品提案やサービスの向上に取り組み、基盤事業の市場環境が大きく変化する状況のもと、“環境変化への素早い対応力”を常に意識した活動を行い、収益向上と業容拡大に努めてまいりました。中でもリネンサプライ事業はインバウンド需要の拡大に対応するため、設備の増強を行い、一定の成果を得ております。

これらの取り組みを行ってまいりましたが、売上高は繊維事業の原糸販売分野における国内の糸需要不振や、テキスタイル分野における中東民族衣装用生地輸出の低迷によって、前年度を下回ることになりました。また、収益面では採算の改善や生産効率化・経費削減に努めましたが、売上高の減少に伴い前年度を大きく下回ることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高413億57百万円（前期比3.5%減）、営業利益は27億63百万円（同12.2%減）、経常利益は23億52百万円（同14.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億99百万円（同9.9%減）となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

**【繊維事業】**

原糸販売分野では、国内中高級衣料品の需要低迷の影響により、アパレルメーカーや国内産地向け販売の苦戦が続いており、国内紡績工場の操業の安定に苦戦いたしました。また、海外生産糸の現地販売および第三国販売も低調に推移した結果、大幅減収減益となりました。

テキスタイル分野では、ユニフォーム市場向けは、備蓄アパレル向け販売、企業別注ユニフォームに加え、ニット素材製品の販売も好調に推移し増収となりました。一方、売上の牽引を続けていた中東民族衣装用生地輸出は、販売先の在庫過多や現地の政治・経済状況の変化での市況低迷の影響を受け、大幅減収減益となりました。

製品分野では、近年苦戦を強いられていたニット製品販売については、アセアン縫製拠点への移管の進展とともに、組織統合による販売効率の向上によって利益改善が進み、順調に推移いたしました。また、抗ウイルス、抗菌、消臭関連商材を中心とするメディカル市場向けについては、臭気対策技術「デオマジック®」が畜産関連をはじめとした各方面に用途が拡大し、新しい分野の商品として認知されてまいりました。

以上の結果、繊維事業全体としての売上高は235億91百万円(前期比8.0%減)となり、営業利益は55百万円（同90.9%減）となりました。

**【産業材事業】**

産業資材分野では、製紙用ドライヤーカンバスについては、主要顧客である国内製紙会社の生産活動に回復が見られず、国内カンバス需要は低調に推移いたしましたが、顧客の設備改造に伴う需要増により、売上高は前年並みとなりました。フィルタークロスについては、官需分野では苦戦いたしましたが、民需分野が非鉄金属分野を中心に総じて堅調に推移し、増収となりました。

機能材料分野では、化成品事業については、中国向け化学品が前年並み、食品用途の増粘多糖類が堅調に推移したことで増収となりました。複合材料事業については、電力用途が減少するものの、航空機用途の需要が拡大し、全体では増収となりました。

以上の結果、産業材事業全体としての売上高は123億29百万円(前期比4.4%増)となり、営業利益は11億65百万円(同22.3%増)となりました。

**【不動産・サービス事業】**

不動産賃貸分野は堅調に推移いたしましたが、物流分野は取扱荷物量の減少、ゴルフ場分野は天候不順の影響により苦戦いたしました。また、リネンサプライ分野では取引先ホテルの稼働率上昇により売上は順調に推移いたしましたが、重油単価の上昇による燃料費増が利益を圧迫いたしました。

以上の結果、不動産・サービス事業全体としての売上高は60億10百万円(前期比1.3%増)となり、営業利益は20億56百万円(同1.7%増)となりました。

## 2．資金調達の状況

当期は、長期借入により42億90百万円、社債発行により11億円の調達を行う一方、49億59百万円の長期借入金返済、12億50百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は４億28百万円増加いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、253億11百万円（前期末比３億86百万円減）となりました。

## 3．設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、複合材料関係の製造設備の新規導入、繊維事業および産業材事業における品質向上と省エネ・耐震対策を中心とした設備の更新であります。

## 4．対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しについては、企業収益や雇用・所得環境改善、堅調な設備投資、輸出の増加基調が続くなど、景気の緩やかな回復は継続するものと考えられます。

しかしながら、貿易摩擦の強まりによる世界的な貿易の停滞、中国をはじめとしたアジア新興国等の経済の先行き、原油価格、長期金利の変動の影響等により、景気の先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

このような経営環境の中、当社グループでは前中期経営計画「Challenge to the Growth next stage 2015-2017」を終え、本年度を起点とします新中期経営計画「Challenge to the Growth final stage 2018-2020」を策定いたしました。新中期経営計画においては、持続的成長に向けた取り組みをさらに推し進めるとともに、次の革新的な成長に向けた取り組みを進めてまいります。

【経営理念】

**「わたしたちは、シキボウグループのものづくり技術・ものづくり文化で新しい価値を創造します。」**

**－安心・安全・快適な暮らしと環境にやさしい社会の実現へ－**

【長期経営ビジョン】

〈わたしたちが目指す２０２５年のありたい姿〉

**シキボウグループの、独自のものづくり力とサービス力を最大限に織り成して、すべての人々の笑顔を創り出す企業集団となる**

〈グループ長期戦略〉

**（　センイ　×　イノベーション　）　×　（　グローバル・ニッチ　）**

シキボウグループは、“センイ”に“イノベーション”の風を吹かせて、
“グローバルでニッチな分野”のトップを走る

本新中期経営計画はシキボウグループの持続的成長に向けたチャレンジの最終ステージと位置付け、次の革新的な成長に向けた取り組みを行います。

【新中期経営計画の概要】

〈名称〉

## Challenge to the Growth final stage 2018-2020

### ～for the next innovative stage～

### （通称 “CG final 18-20”）

〈全体イメージ〉

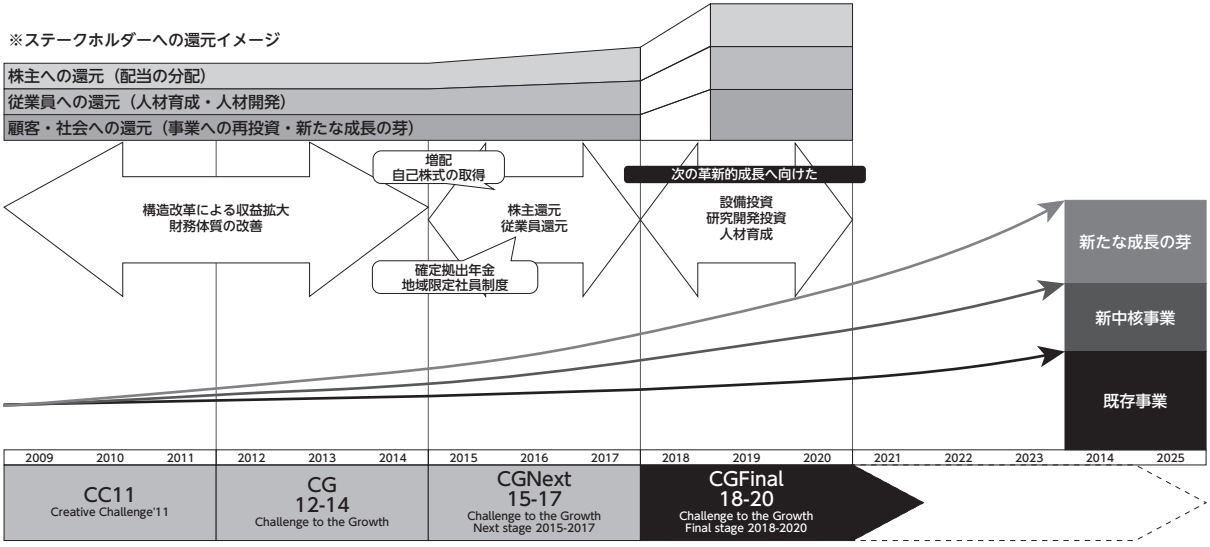

〈基本方針〉

①次の成長のための積極的な設備投資７８億円
（対CG next 15-17実績のおおよそ２．５倍）

②既存組織の部分最適ではなく、戦略を共有する２５の戦略的事業単位（ＳＢＵ）での全体最適を図る

③海外拠点をグローバル展開加速のための橋頭堡として、販売・生産・開発の機能を整える

④新中核事業に続く新たな成長の芽を育てる

⑤ものづくり技術・ものづくり文化を支える人材を育てる

⑥成長を促進するためにグループ総合力の結集

近年、当社グループでは、構造改革による収益拡大、財務体質の改善を優先して取り組み、その成果を株主還元へと向けることに重点を置いてまいりました。新中期経営計画では、シキボウグループの持続的成長に向けたチャレンジの最終ステージと位置付け、次の革新的な成長に向け、積極的な設備投資、研究開発投資、人材育成にも取り組んでまいります。設備投資と研究開発投資を３年間で、７８億円を計画しております。

具体的戦略として、産業材事業の機能材料分野は「新中核事業に位置付ける化成品事業、複合材料事業のさらなる業容拡張と収益拡大」、産業資材分野は「国内基盤の維持・強化と海外販売の促進・拡大」、繊維事業は「自らの得意とする市場に対し独自技術で独自の素材の供給」と「企業間取引（B to B）の強化」に取り組んでまいります。

新中期経営計画“CG final 18-20”の遂行により、最終年度（2020年度）の業績目標は、連結売上高460億円、営業利益32億円、経常利益29億円、親会社株主に帰属する当期純利益19億円を計画しております。

## 5．財産および損益の状況の推移

| | 区　　分 | 第202期<br>(平成26年４月１日から<br>平成27年３月31日まで) | 第203期<br>(平成27年４月１日から<br>平成28年３月31日まで) | 第204期<br>(平成28年４月１日から<br>平成29年３月31日まで) | 第205期（当期）<br>(平成29年４月１日から<br>平成30年３月31日まで) |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業成績 | 売　上　高（百万円） | 47,320 | 45,676 | 42,852 | 41,357 |
| | 経　常　利　益（百万円） | 1,924 | 2,511 | 2,739 | 2,352 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 1,065 | 1,296 | 1,664 | 1,499 |
| | １株当たり当期純利益（円） | 90.30 | 111.74 | 146.16 | 135.77 |
| 財産の状況 | 純　資　産（百万円） | 31,765 | 32,571 | 33,220 | 33,997 |
| | １株当たり純資産額（円） | 2,586.55 | 2,702.81 | 2,871.84 | 3,024.35 |
| | 総　資　産（百万円） | 90,938 | 89,029 | 88,306 | 88,101 |

（注）１．平成29年10月１日付で、普通株式について10株につき１株の割合をもって株式併合を実施しております。第202期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。

２．株式報酬制度（役員向け株式給付信託）に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する自社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

● 売上高（百万円）

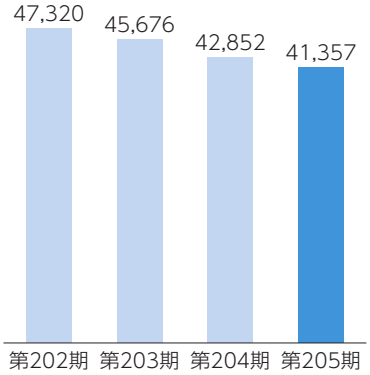


● 経常利益（百万円）

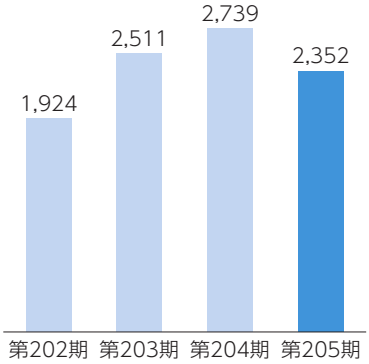


● 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

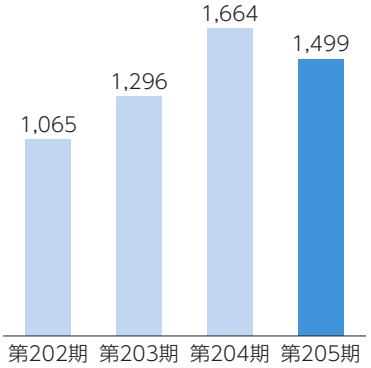

## 6．重要な子会社の状況（平成30年３月31日現在）

### (1) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 新内外綿株式会社 | 731百万円 | 52.33% | 各種繊維製品の加工および販売 |
| 敷島カンバス株式会社 | 290百万円 | 100.00% | 製紙用ドライヤーカンバスおよびフィルタークロス等の販売 |
| 株式会社シキボウサービス | 90百万円 | 100.00% | 不動産の管理、石油製品の販売、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務 |
| 株式会社マーメイドスポーツ | 100百万円 | 100.00% | ゴルフ場の経営 |
| シキボウリネン株式会社 | 40百万円 | 100.00% | リネンサプライおよびホームクリーニング |
| 丸ホームテキスタイル株式会社 | 60百万円 | 100.00% | 各種織物、繊維資材、衣料品、寝具類および寝装品の製造・販売 |
| 株式会社マーメイドアパレル | 100百万円 | 100.00% | 繊維製品の企画・製造・販売 |
| 株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア | 40,560千米ドル | 98.03% | 各種繊維製品の製造・販売 |

### (2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 7．主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

| 事業区分 | 主要な品目またはサービス |
|---|---|
| 繊維事業 | 紡績糸、加工糸、ミシン糸、織物生地、織物製品、ニット生地、ニット製品、寝装生地、寝装製品、家庭雑貨用品、受託整理加工、縫製加工 |
| 産業材事業 | |
| (産業資材分野) | 製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス |
| (機能材料分野) | 工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械、陶磁器 |
| 不動産・サービス事業 | 不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業、ゴルフ場、保険代理店業 |

## 8．主要な営業所および工場（平成30年３月31日現在）

### (1) 当　　社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 大阪市中央区備後町三丁目２番６号 |
| 支　　社 | 東京支社（東京都中央区） |
| 研 究 所 | 中央研究所（滋賀県東近江市） |
| 工場および事業所 | 富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、尾道事業所（広島県尾道市）、長野事業所（長野県上伊那郡） |

### (2) 子会社等

| | |
|---|---|
| 繊維事業 | |
| （国　　内） | 株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、株式会社マーメイドアパレル、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区） |
| （海　　外） | 上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、敷紡（香港）有限公司（以上、中国）、タイシキボウ株式会社、ジェイ.ピー.ボスコ株式会社（以上、タイ）、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア） |
| 産業材事業 | |
| （国　　内） | 東洋空気調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市） |
| （海　　外） | 敷島工業織物（無錫）有限公司（中国） |
| 不動産・サービス事業 | 株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Ｊリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）、株式会社マーメイドスポーツ（広島県福山市） |

## 9．従業員の状況（平成30年３月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---|---|
| 2,536名 | 106名減 |

## 10．主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高（百万円） |
|---|---|
| 株式会社りそな銀行 | 5,474 |
| 株式会社三井住友銀行 | 3,258 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 1,868 |

## 11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## Ⅱ．会社の現況

### 1．株式の状況（平成30年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　35,000,000株

（2）発行済株式総数　　11,810,829株（うち自己株式　　927,664株）

（3）株主数　　10,525名

（4）大株主（上位10位）

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 725 | 6.66 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 471 | 4.33 |
| シキボウ従業員持株会 | 411 | 3.78 |
| シキボウ取引先持株会 | 269 | 2.48 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 253 | 2.33 |
| 株式会社鴻池組 | 247 | 2.27 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 244 | 2.25 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５） | 201 | 1.85 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１） | 174 | 1.60 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２） | 170 | 1.56 |

（注）１．当社は、自己株式を927,664株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．当社は株式報酬制度（役員向け株式給付信託）を導入しており、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が当社株式89,814株を取得しております。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

平成29年10月１日付で、普通株式につき10株を１株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

## 2．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 3．会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（平成30年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長 | 能條武夫 | |
| 代表取締役社長執行役員 | 清原幹夫 | |
| 取締役常務執行役員 | 塚本正之 | 産業資材部門長、同部門総括部長 |
| 取締役上席執行役員 | 大森良行 | 機能材料部門長、同部門総括部長 |
| 取締役(常勤監査等委員) | 邨上義一 | |
| 取締役(監査等委員) | 佐藤嘉彦 | |
| 取締役(監査等委員) | 畑　　守人 | 竹林・畑・中川・福島法律事務所　弁護士、株式会社ワキタ　社外取締役（監査等委員）、パイン株式会社　社外監査役 |
| 取締役(監査等委員) | 平岡三明 | 株式会社森組　代表取締役専務執行役員 |

（注）１．取締役（監査等委員）佐藤嘉彦、畑 守人および平岡三明の３氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）邨上義一氏は、当社内の経理関連部門での経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、邨上義一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、取締役(監査等委員）佐藤嘉彦、畑 守人および平岡三明の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．平成29年11月８日、取締役常務執行役員瀬島雄二氏（繊維部門長）は、逝去により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

## (3) 取締役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　分 | 員　数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員を除く） | ５名 | 85百万円 |
| 取締役（監査等委員） | ４名 | 36百万円 |
| 合計 | ９名 | 121百万円 |

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年６月29日開催の第203期定時株主総会において月額3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年６月29日開催の第203期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。
４．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した株式報酬相当額６百万円を含んでおります。
５．上記報酬等の額には、平成29年11月８日逝去により退任した取締役の在任中の報酬等の額を含んでおります。

ロ．社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）畑　守人氏は竹林・畑・中川・福島法律事務所の弁護士、株式会社ワキタの社外取締役（監査等委員）およびパイン株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）平岡三明氏は株式会社森組の代表取締役専務執行役員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

| 氏　名 | 区　分 | 主な活動内容 |
|---|---|---|
| 佐　藤　嘉　彦 | 取締役（監査等委員） | 取締役会20回のうち20回出席、また、監査等委員会19回のうち19回出席し、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 |
| 畑　　守　人 | 取締役（監査等委員） | 取締役会20回のうち20回出席、また、監査等委員会19回のうち19回出席し、監査結果について専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 平　岡　三　明 | 取締役（監査等委員） | 取締役会20回のうち19回出席、また、監査等委員会19回のうち18回出席し、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 |

## (5) 当社の報酬等

当事業年度において社外役員（３名）に支払った報酬の総額は18百万円であります。

## 4．会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 42百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 59百万円 |

（注）1．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人である東陽監査法人から受けた当年事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3．当社の重要な子会社の株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア他８社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5．会社の体制及び方針

### （1）業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

**1．当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

(1)当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知しております。

(2)当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社の代表取締役社長執行役員を委員長とし当社の取締役・執行役員・幹部社員およびシキボウグループ子会社各社の代表者を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範および行動基準の管理および改訂を行っております。

(3)当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査部門を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図っております。

(4)当社は、内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定めております。

(5)シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、前(3)で取り決めた内部統制システムおよび前(4)で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体としております。

(6)シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築しております。

**2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

(1)当社は、法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行っております。

(2)情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図っております。

(3)情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努めております。

**3．当社およびシキボウグループ子会社各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

(1)当社は、取締役会、監査等委員会および経営会議により業務執行状況の把握に努めております。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じております。

(2)万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとしております。

(3)前(1)および(2)の損失の危機の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築しております。

**4．当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

(1)当社は、毎月１回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月２回開催し、重要な業務執行を審議決定しております。

(2)当社は、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定めております。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定めに則った適法かつ円滑な運営を図っております。

(3)シキボウグループ子会社各社において、各社の取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として３か月に１回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定めております。

(4)当社およびシキボウグループ子会社各社において、各社の経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて、必要な社内規程を定め、その体制を整えております。

**5．シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、シキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定めております。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社の重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとしております。

**6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制**

(1)監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあたっております。

(2)監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員を除く。）からの指示、命令を受けないこととしております。

(3)監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承をえることとしております。

**7．当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(1)当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することとしております。

(2)当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役、監査役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口に直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査等委員会に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととしております。

(3)当社は、内部通報窓口への通報を行った者ならびに監査等委員会または内部通報窓口へ報告を行った当社およびシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人に周知しております。

(4)当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役または使用人にその説明を求めることができるものとしております。

(5)当社の監査等委員会は、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとしております。

(6)当社は、当社の監査等委員がその職務の遂行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

**（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

①取締役会は20回開催され、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたしました。

②監査等委員会は19回開催され、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役の業務執行の適法性および妥当性について監査、監督いたしました。また、監査等委員は、毎四半期決算ごとの監査法人との情報交換のための面談に出席しております。

③監査等委員は、内部監査に係る監査結果報告書を定期的に閲覧するほか、内部監査部門と面談し情報交換を実施いたしました。

④当社では、独立性・客観性を担保するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である「人事委員会」を設置しており、役員の人事および報酬等に関し審議し、取締役会へ答申しています。

**（3）剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、40円とさせていただきます。なお、当社は平成29年10月１日付で、普通株式10株について１株の割合をもって株式併合を実施しており、当該株式併合を考慮すると、当期の１株当たりの年間配当金は、前期に比べ、５円の増配となります。今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資および厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

自己株式の処分・活用につきましては、シキボウグループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

---

（注）　本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **24,876** | **流動負債** | **19,926** |
| 現金及び預金 | 4,566 | 支払手形及び買掛金 | 4,831 |
| 受取手形及び売掛金 | 11,164 | 短期借入金 | 10,815 |
| 有価証券 | 150 | 1年内償還予定の社債 | 1,120 |
| 商品及び製品 | 5,139 | 未払費用 | 615 |
| 仕掛品 | 1,609 | 未払法人税等 | 430 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,246 | 未払消費税等 | 133 |
| 繰延税金資産 | 329 | 賞与引当金 | 590 |
| その他 | 687 | その他 | 1,389 |
| 貸倒引当金 | △18 | **固定負債** | **34,177** |
| **固定資産** | **63,225** | 社債 | 2,780 |
| **有形固定資産** | **58,969** | 長期借入金 | 10,595 |
| 建物及び構築物 | 11,704 | 繰延税金負債 | 938 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,928 | 再評価に係る繰延税金負債 | 6,482 |
| 工具、器具及び備品 | 126 | 退職給付に係る負債 | 6,928 |
| 土地 | 43,757 | 役員退職慰労引当金 | 57 |
| リース資産 | 1,338 | 修繕引当金 | 146 |
| 建設仮勘定 | 115 | 長期預り敷金保証金 | 4,484 |
| **無形固定資産** | **229** | 長期前受収益 | 73 |
| **投資その他の資産** | **4,026** | その他 | 1,690 |
| 投資有価証券 | 1,345 | **負債合計** | **54,103** |
| 繰延税金資産 | 2,231 | 純資産の部 | |
| その他 | 505 | **株主資本** | **20,823** |
| 貸倒引当金 | △55 | 資本金 | 11,336 |
| | | 資本剰余金 | 977 |
| | | 利益剰余金 | 9,739 |
| | | 自己株式 | △1,230 |
| | | **その他の包括利益累計額** | **11,819** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 186 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △50 |
| | | 土地再評価差額金 | 13,749 |
| | | 為替換算調整勘定 | △1,221 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △844 |
| | | **非支配株主持分** | **1,354** |
| | | **純資産合計** | **33,997** |
| **資産合計** | **88,101** | **負債及び純資産合計** | **88,101** |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで)

(単位 百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **41,357** |
| **売上原価** | | **32,853** |
| **売上総利益** | | **8,503** |
| **販売費及び一般管理費** | | **5,740** |
| **営業利益** | | **2,763** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 4 | |
| 受取配当金 | 19 | |
| 雑収入 | 89 | 113 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 274 | |
| 持分法による投資損失 | 10 | |
| 出向者人件費 | 58 | |
| 雑支出 | 180 | 524 |
| **経常利益** | | **2,352** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 1 | |
| 固定資産売却益 | 8 | |
| 債務免除益 | 9 | 19 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 35 | |
| 事業構造改善費用 | 31 | |
| 土地整備費用 | 27 | |
| その他 | 12 | 107 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,264** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 841 | |
| 法人税等調整額 | △87 | 754 |
| **当期純利益** | | **1,510** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 10 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **1,499** |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 （平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位 百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 11,336 | 998 | 9,015 | △1,188 | 20,161 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △391 | | △391 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △38 | | △38 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,499 | | 1,499 |
| 自己株式の取得 | | | | △411 | △411 |
| 自己株式の処分 | | | | 2 | 2 |
| 自己株式の消却 | | △20 | △346 | 366 | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | △20 | 724 | △42 | 661 |
| 当期末残高 | 11,336 | 977 | 9,739 | △1,230 | 20,823 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 142 | △42 | 13,710 | △1,244 | △874 | 11,692 | 1,366 | 33,220 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △391 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 38 | | | 38 | | － |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | | 1,499 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △411 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 2 |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 44 | △8 | 0 | 22 | 29 | 89 | △11 | 77 |
| 当期変動額合計 | 44 | △8 | 38 | 22 | 29 | 127 | △11 | 776 |
| 当期末残高 | 186 | △50 | 13,749 | △1,221 | △844 | 11,819 | 1,354 | 33,997 |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸　借　対　照　表 (平成30年３月31日現在)

(単位 百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **16,887** | **流動負債** | **19,347** |
| 現金及び預金 | 2,520 | 支払手形 | 1,278 |
| 受取手形 | 1,454 | 買掛金 | 2,308 |
| 売掛金 | 5,867 | 短期借入金 | 6,320 |
| 有価証券 | 150 | １年内返済予定の長期借入金 | 4,175 |
| 商品及び製品 | 3,861 | １年内償還予定の社債 | 1,120 |
| 仕掛品 | 1,138 | リース債務 | 147 |
| 原材料及び貯蔵品 | 241 | 未払金 | 359 |
| 前払費用 | 22 | 未払費用 | 190 |
| 繰延税金資産 | 203 | 未払法人税等 | 354 |
| 未収入金 | 552 | 未払消費税等 | 53 |
| 関係会社短期貸付金 | 919 | 前受金 | 149 |
| その他 | 28 | 預り金 | 1,974 |
| 貸倒引当金 | △73 | ＣＭＳ預り金 | 50 |
| **固定資産** | **63,390** | １年内返還予定の預り保証金 | 425 |
| **有形固定資産** | **45,069** | 賞与引当金 | 414 |
| 建物 | 9,654 | その他 | 26 |
| 構築物 | 139 | **固定負債** | **30,286** |
| 機械及び装置 | 570 | 社債 | 2,780 |
| 車両運搬具 | 5 | 長期借入金 | 10,536 |
| 工具、器具及び備品 | 49 | リース債務 | 1,025 |
| 土地 | 33,426 | 再評価に係る繰延税金負債 | 5,956 |
| リース資産 | 1,116 | 退職給付引当金 | 4,927 |
| 建設仮勘定 | 108 | 修繕引当金 | 142 |
| **無形固定資産** | **63** | 長期預り敷金保証金 | 4,484 |
| ソフトウェア | 43 | 長期前受収益 | 73 |
| その他 | 20 | その他 | 358 |
| **投資その他の資産** | **18,256** | **負債合計** | **49,633** |
| 投資有価証券 | 524 | 純資産の部 | |
| 関係会社株式 | 13,706 | **株主資本** | **17,865** |
| 出資金 | 1 | **資本金** | **11,336** |
| 関係会社出資金 | 1,132 | **資本剰余金** | **977** |
| 関係会社長期貸付金 | 1,064 | 資本準備金 | 977 |
| 長期前払費用 | 96 | **利益剰余金** | **6,782** |
| 繰延税金資産 | 1,630 | 利益準備金 | 364 |
| その他 | 147 | その他利益剰余金 | 6,418 |
| 貸倒引当金 | △48 | 繰越利益剰余金 | 6,418 |
| | | **自己株式** | **△1,230** |
| | | **評価・換算差額等** | **12,778** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **96** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△47** |
| | | **土地再評価差額金** | **12,729** |
| | | **純資産合計** | **30,644** |
| **資産合計** | **80,278** | **負債及び純資産合計** | **80,278** |

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位 百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **27,601** |
| **売上原価** | | **22,461** |
| **売上総利益** | | **5,140** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,944** |
| **営業利益** | | **2,196** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 24 | |
| 受取配当金 | 176 | |
| 雑収入 | 96 | 296 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 269 | |
| 社債利息 | 15 | |
| 出向者人件費 | 256 | |
| 雑支出 | 177 | 719 |
| **経常利益** | | **1,773** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 9 | |
| 固定資産除却損 | 20 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 26 | |
| 土地整備費用 | 27 | |
| その他 | 6 | 90 |
| **税引前当期純利益** | | **1,682** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 515 | |
| 法人税等調整額 | △53 | 462 |
| **当期純利益** | | **1,220** |

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位 百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 11,336 | 977 | 20 | 998 | 324 | 6,012 | 6,337 | △1,188 | 17,484 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △391 | △391 | | △391 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | △38 | △38 | | △38 |
| 利益準備金の積立 | | | | | 39 | △39 | − | | − |
| 当期純利益 | | | | | | 1,220 | 1,220 | | 1,220 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △411 | △411 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 2 | 2 |
| 自己株式の消却 | | | △20 | △20 | | △346 | △346 | 366 | − |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | − | − | △20 | △20 | 39 | 405 | 444 | △42 | 381 |
| 当期末残高 | 11,336 | 977 | − | 977 | 364 | 6,418 | 6,782 | △1,230 | 17,865 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 79 | △45 | 12,691 | 12,725 | 30,209 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △391 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 38 | 38 | − |
| 利益準備金の積立 | | | | | − |
| 当期純利益 | | | | | 1,220 |
| 自己株式の取得 | | | | | △411 |
| 自己株式の処分 | | | | | 2 |
| 自己株式の消却 | | | | | − |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 16 | △1 | − | 14 | 14 |
| 当期変動額合計 | 16 | △1 | 38 | 53 | 434 |
| 当期末残高 | 96 | △47 | 12,729 | 12,778 | 30,644 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 小林伸行 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 岡本徹 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 川越宗一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シキボウ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 小林伸行 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 岡本徹 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 川越宗一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シキボウ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第205期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月22日

シキボウ株式会社　監査等委員会

| | |
|---|---|
| 常勤監査等委員 | 邨　上　義　一　㊞ |
| 監査等委員 | 佐　藤　嘉　彦　㊞ |
| 監査等委員 | 畑　　守　人　㊞ |
| 監査等委員 | 平　岡　三　明　㊞ |

（注）監査等委員佐藤嘉彦、畑守人及び平岡三明は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

## [会　場]

大阪市中央区備後町三丁目２番６号 敷島ビル７階ホール

## [交　通]

| | | |
|---|---|---|
| 地下鉄御堂筋線 | 本 町 駅 下 車 | ●１、３番出入口から徒歩約３分 |
| 地下鉄堺 筋 線 | 堺筋本町駅下車 | ○16、17番出入口から徒歩約５分 |

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮し、植物油インキを使用しております。